

全国国立病院管理栄養士協議会顕彰規程

第1条 本会会員及びその他の者に対する顕彰は、この規程に定めるところによる。

(顕彰の種類及び基準)

第2条 会長は、次の各項に該当するものについて顕彰する。

- (1) 会員として、20年以上在籍したもの。
- (2) 会員で本会の事業目的にてらし、功績が特に顕著であったもの。
- (3) 会員の他、本会の向上発展に関し、その功績が特に顕著であったもの。

(顕彰の承認及び時期)

第3条 顕彰は、理事会の承認を得て総会において行う。

(顕彰の手続き)

第4条 本規程に該当する者があるときは、グループ会長又は役員が全国会長に申請する。

(規程の変更)

第5条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

この規程は、昭和53年10月 1日より施行する。

改正 昭和63年11月 9日 (名称変更)

改正 平成12年11月 8日 (名称変更)

改正 平成15年10月30日 (名称変更)

改正 平成21年7月 11日

(各規程との整合性のための文書の整理)